

山陽小野田市審議会等の設置及び運営等に関する指針

第1 目的

この指針は、市民、学識経験者等で構成され、法律、条例、規則又は要綱の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）の委員の選任等について必要な事項を定め、審議会等の適正かつ公正な運営を図るとともに、本市の目指す「市民が主役のまちづくり」の理念に基づき、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

第2 審議会等の定義

審議会等とは、法律又は条例に基づき設置された附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項）及び市民、学識経験者等から意見を聴取し、市政に反映させることなどを主な目的として、要綱等に基づき設置した協議会、懇談会等をいう。

ただし、要綱等に基づき設置した協議会、懇談会等のうち、行政機関などの関係団体等との連絡調整・啓発等を主たる内容としたものは除く。

■ 審議会等に該当する組織

・ 附属機関

審議会、審査会、協議会等その名称のいかんを問わず、専門知識を要する事務、客観性・中立性を求められる事務又は市民の意見を反映させる必要性の高い事務などに関し、市民や学識経験者等が市長その他執行機関の長（以下「市長等」という。）の求めに応じてその必要な調査、審議、審査、調停等を行うための機関であって、法第138条の4第3項に規定されるものをいう。

◇ 附属機関の委員その他の構成員は非常勤とされ（法第202条の3第2項）、原則として勤務日数に応じた報酬を支給しなければならない（法第203条の2第1項及び第2項）、その額及び支給方法については、条例で定めること（法第203条の2第4項）とされている。実務的には、非常勤職員として発令の上、条例に基づき報酬等を支給し、公務災害補償の対象（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条）ともなる。

・ 附属機関に準ずるもの〔私的諮問機関〕

市長等が意思決定をするに際し、市民、学識経験者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、要綱等に基づき設置される協議会、懇談会その他の会合（附属機関を除く。）で、主に時限的又は

臨時に設置されるものをいう。実務的には、附属機関としての性格を有するものでなく、また、機関として相当程度に組織化されていないものであれば、一般的には、その構成員を委員に委嘱の上、会合への出席に対しては、役務の提供に対する対価として報償費等（費用弁償）を支給することは可能であると解されている（「地方財務実務提要」（地方自治制度研究会編））。また、附属機関の委員と違って、非常勤職員に発令されるわけではないので、公務災害補償の対象とはならない。

○審議会等に該当しない組織（その他）

- ア 行政からの協力依頼や普及啓発、情報等の連絡調整を目的とするもの
- イ 市民からの意見聴取を主たる目的として組織したもの（合議制を有せず、集約機能を有しないもの）
- ウ 特定のイベント、行事等の推進を目的として実行委員会形式により組織したもの
- エ 市職員のみを構成員として組織され、内部的な事務処理のために組織したもの（庁内プロジェクトチームなど）
- オ その他審議会等の対象とすることが不相当と認められるもの

■審議会等

	附属機関	私的諮問機関
設置基準	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置され、調停、審査、諮問又は調査等のための合議機関で、原則として定期的、恒常的又は長期にわたり必要な場合に設置する。	事業執行等に当たり、意見等を把握するため、臨時的かつ比較的短期間に数回程度の会議等が必要な場合に設置する。
設置根拠	法律、条例	規則、要綱
任命行為	任命又は委嘱	書面により委員を依頼する。
身分	非常勤特別職	—
公務災害	適用あり	適用なし
諮問行為	文書による諮問	会議の趣旨を伝える。
答申行為	文書による答申	文書等により報告する。
報酬等	山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号）の規定による。	報償費による謝礼の支給は可能。

第3 審議会等の設置

審議会等の設置に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、新たな検討・審議事項が生じた場合においても、可能な限り既存の審議会等の活用を図るとともに、他の行政手段の活用についても検討するものとする。

1 新設

法令の規定に基づき設置が必要な場合を除き、審議会等を新たに設置しようとする場合、その必要性を十分に検討し、次に掲げる場合に限り設置するものとする。

- (1) 審議事項が既存の審議会等の所掌事項に含まれず、かつ、既存の審議会等の所掌事項とすることが適当でない場合
- (2) 審議事項について、市民、関係団体、有識者等から意見等の聴取が必要であり、かつ、個別に意見等を聴取するだけでは不十分な場合

2 廃止

法律によりその設置が義務付けられているものを除き、次に掲げるものは、設置理由の乏しいものとして、廃止するように努めるものとする。

- (1) 目的が既に達成されているもの
- (2) 社会情勢や市民ニーズの変化等により、設置の必要性が低下しているもの
- (3) 案件型の審議会等（審議案件があるときのみ開催するもの）以外の審議会等については、過去3年間、開催実績がない等、実質的に休眠状態にあり、当面、開催が見込まれないもの
- (4) アンケート、パブリックコメント、学識経験者・団体からの意見聴取等、他の行政手段や手法を用いることで代替可能なもの

3 統合

法律によりその設置が義務付けられているものを除き、次に掲げるものは、統合するように努めるものとする。

- (1) 設置目的及び所掌事項が他の審議会等と類似又は重複しているもの
- (2) 複数の審議会等を統合し、分科会又は部会を設置することで弾力的かつ機能的な運営を図ることが可能なもの

第4 委員の選任等

審議会等の委員の選任等に当たっては、次の1から6までの項目について留意するものとする。なお、山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、同条第1号に規定する暴力団、暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者又は同条第3号に規定する

暴力団員等は、審議会等の委員になることはできないものとする。

1 委員の構成

(1) 男女委員の構成

委員の構成比率が男性又は女性のいずれかに偏ることのないよう、男性及び女性の割合がいずれも構成員数の30%を下回らないよう努めるものとする。

(2) 関係団体からの選任

関係団体への委員推薦の依頼に当たっては、当該団体の代表者に限らず、審議会等の所掌事務にふさわしい知識や経験を有した適任者が得られるよう、広く構成員の中から推薦を受けるものとする。

(3) 市職員の選任

市職員は、法令で特に定める場合又は審議会等の性質に照らしその専門的知識や経験等から必要となるもの等やむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。

2 委員の定数

委員の数は、法令で特に定める場合又は審議会等の所掌事務に照らし特に必要があると認められる場合を除き、審議の充実や迅速化を図るため、原則として20人以内とし、これを上回る必要がある場合であっても、30人を超えないものとする。

3 委員の任期

委員の任期は、法令で特に定める場合又は審議会等の所掌事項に照らし特に必要があると認められる場合を除き、原則として2年以内とする。

4 委員の再任の制限

委員を再任する場合は、10年を超える期間継続して選任しないものとする。ただし、専門的な知識、経験等を有する者が他に得られない場合など、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

5 委員の兼務の制限

公正かつ幅広く意見等を聴取するため及び委員が職務を十分に果たせるよう、同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、兼務できる審議会等の数は、原則として最高5とする。ただし、専門的な知識、経験等を有する者で他に適当な者がいない場合、関係団体等の長を選任する必要がある場合など、その他特別な事情が認められる場合は、この限りでない。なお、選任時点で他の審議会等（以下「既存審議会」という。）の委員であっても、選任しようとする審議会（以下「新審議会」という。）の開催前に既存審議会の委員の任期又は審議が終了する場合、既存審議会の開催時期や開催回数から新審議会への出席等に影響を及ぼさないと考えられる場合は、兼務となる

審議会等の数には含まないものとする。

6 委員の年齢構成及び地域性の配慮

委員の年齢構成に偏りがないように配慮するとともに、必要に応じて、委員構成の地域性についても配慮する。

第5 委員の公募

1 公募基準

政策形成過程の透明化及び市民参画の機会を確保するため、一般の市民から委員を選任する場合は、原則として公募を行うこととし、公募した委員が委員定数の20%以上とするよう努めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 専門的な事項のみを扱う場合
- (2) 利害関係者の処分に関する内容を扱う場合
- (3) 審議会等の設置目的や審議事項等に照らして公募が適さないと認められる場合
- (4) 公募人数を設定した上で公募した結果、その人数を満たさなかったにもかかわらず、人数を満たす必要がある場合

2 応募資格

公募により応募できるのは、次に掲げる要件を満たしている者とする。ただし、審議会等の設置目的及び審議事項等に照らして適さない場合は、この限りでない。

- (1) 山陽小野田市自治基本条例（平成23年山陽小野田市条例第30号）第2条第1号に規定する市民又は同条第2号に規定する市民等
- (2) 本市の他の審議会等の委員に委嘱及び任命されていない者又は新たに委嘱及び任命されても兼務となる審議会等の数が5以内の者。ただし、応募時点で他の審議会等（以下「既存審議会」という。）の委員であっても、応募しようとする審議会（以下「新審議会」という。）の開催前に既存審議会の委員の任期又は審議が終了する場合、既存審議会の開催時期や開催回数から新審議会への出席等に影響を及ぼさないと考えられる場合は、兼務となる審議会等の数には含まないものとする。

3 公募方法

- (1) 委員の公募において、広く市民に周知するため、市広報紙及び市ホームページに募集内容を掲載するなど、適切な方法をもって行うこととする。
- (2) 公募に際しては、(1)の方法により、少なくとも2週間は募集期間を設けることとする。
- (3) 緊急に委員を公募する場合は、可能な方法により周知することとする。

4 選考方法

(1) 委員の選考に当たり、公募する審議会等の設置目的及び審議事項等に照らし、次に掲げる方法のうちから適当と思われる方法で選考することとし、必要に応じて、年齢構成及び地域性についても選考基準に入れるなどの配慮をする。ただし、公募する審議会等の設置目的及び審議事項等に照らして適さないと認められる場合は、この限りでない。

ア 小論文（作文）による選考

イ 面接による選考

ウ 書類による選考

エ 抽選

オ アからエまでの方法及びその他の方法の併用による選考

(2) 選考作業は、募集期間終了後又は面接等の選考会の終了後、原則 2 週間以内に行い、委員を決定することとする。

5 選考結果の公表

公平性及び透明性を高めるため、選考結果及び選考理由について、応募者全員に通知することとする。

第 6 審議会等の公開

1 公開基準

審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合

(2) 山陽小野田市情報公開条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 8 号）第 9 条各号に規定する非公開情報に該当する内容について審議等を行う場合

(3) 不服申立て、苦情、あっせん及び調停に該当する内容を扱う場合

(4) 公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

2 公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、1 に定める公開基準に基づき、当該審議会等が決定することとする。なお、決定した理由は、明らかにしなければならない。

3 公開方法

会議の公開が、傍聴者にとって有意義であり、かつ、会議の円滑な進行に支障を来さないようにするために、会議の公開方法は次に掲げるとおりとする。

(1) 審議会等の会議の公開は、希望する者に当該会議の傍聴を認めることに

より行うものとする。

(2) 審議会等は、あらかじめ傍聴を認める定員を決め、会場に一定の傍聴席及び記者席を設けるよう努めるものとする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(3) 公平性及び透明性を高めるため、傍聴者の定員がある場合で当該傍聴者を決定するときは、次に掲げる方法で行うこととする。

ア 抽選による決定。なお、抽選は原則公開とし、あらかじめ抽選日時、抽選場所等を明らかにする。

イ 先着による決定

(4) 会議資料は、傍聴する者に配付し、又は閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち山陽小野田市情報公開条例第9条各号に規定する非公開情報に該当する内容について記載されているものを除く。

(5) 会議の開催に当たり、傍聴者にはあらかじめ遵守する事項を周知し、会議が円滑に行われるようにする。

4 会議公開の周知方法

(1) 会議を公開する場合、広く市民に周知するため、市広報紙及び市ホームページに募集内容を掲載するなど、適切な方法をもって行うこととする。

(2) 公開情報の提供は、(1)の方法により、当該会議の公開日のおおむね1週間前までに行うこととする。

(3) 緊急に会議を公開する場合は、可能な方法により周知するよう努めることとする。

(4) 公開する会議開催の公表事項は、審議会等の名称、議題、開催日時、開催場所、傍聴定員、傍聴手続の方法その他必要な事項とする。

5 会議録等の作成

(1) 審議会等は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録又は議事の要旨等（以下「会議録等」という。）を作成しなければならない。

(2) 会議録等は、当該会議における審議内容、審議経過等を市民が十分理解できるような形式とするよう努めるものとする。

(3) 会議録等は、会議資料とともに市ホームページへの掲載等により、審議状況を公表するよう努めるものとする。ただし、山陽小野田市情報公開条例第9条各号に定める非公開情報を含む場合は、会議録等の全部又は一部を公開しないものとする。

(4) 会議録等及び会議資料の公開・非公開については、当該会議において決定するものとする。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行し、委員の選任及び公募に関する規定は同日以後新たに設置される審議会等の委員の公募若しくは選任又は同日以後任期満了により改選される審議会等の委員の公募若しくは選任について適用する。